

17201

石川県

金沢市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員（人以上）			
○東京 23 区から本社機能を移転（移転型）、または東京 23 区以外から本社機能を移転及び金沢市にある企業の本社機能の強化（拡充型） ○減価償却資産の取得価格 3,800 万円以上（中小企業者は 1,900 万円以上） 〈金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例〉		■移転型 課税免除 ■拡充型 不均一課税 [軽減割合] 1 年目 10/10 2 年目 9/10 3 年目 8/10	固定資産税	3 年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例	S58.3	〔一般製造工場〕 ○工場適地又は市長が認める地区内	補助金 ○土地取得費×0.2 以内 ○工場建設費等×0.05 以内 ○限度額 2 億円（市長特認 3 億円）
	H18.3	○土 地 3,000 ㎡以上	
	改正	○工 場 1,000 ㎡以上	
	H24.3	○従業員 10 人以上	補助金 ○土地取得費×0.2 以内 ○工場建設費等×0.05 以内 又は ○投下固定資産×0.1 以内 ○限度額 2 億円（市長特認 3 億円）
	改正	〔高度技術工場〕	
	H26.6	○工業専用地域 工業地域、準工業地域	
	改正	○土 地 3,000 ㎡以上	
	R2.3	○工 場 1,000 ㎡以上	
	改正	又は投下固定資産 1 億円超	
R3.3	○従業員 10 人以上	補助金 ○土地取得費×0.2 以内 ○建物建設費×0.05 以内 又は ○投下固定資産×0.1 以内 ○限度額 2 億円（市長特認 3 億円）	
改正	〔特定事業所〕		
	○ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業、エンジニアリング業、自然科学研究所 ○土 地 3,000 ㎡以上 ○建 物 1,000 ㎡以上 又は投下固定資産 1 億円超 ○従業員 10 人以上		

		<p>〔流通業務施設〕</p> <p>○本市が造成した工業団地及び金沢港東部工業用地</p> <p>○土地 3,000 m²以上</p> <p>○工場 1,000 m²以上</p> <p>○従業員 10人以上</p>	<p>補助金</p> <p>○土地取得費×0.2以内</p> <p>○流通業務施設建設費等×0.05以内</p> <p>○限度額 2億円（市長特認3億円）</p>
		<p>○上記対象工場等における新規雇用（市民）5人以上</p>	<p>補助金</p> <p>○新規雇用者×20万円</p> <p>○限度額 4,000万円</p>
		<p>○一般製造工場、流通業務施設（投資額1億円超、従業員10人以上）の新設、増設</p> <p>○高度技術工場及び特定事業所（投資額5,000万円超、従業員10人以上）の新設、増設</p>	<p>融資</p> <p>○投下固定資産額×3/4以内</p> <p>○限度額 5億円</p>
金沢テクノパークにおける企業立地の促進に関する条例	H3.3 H14.3 改正 R4.6 改正	<p>〔高度技術工場及び地域拠点工場〕</p> <p>○工場 1,500 m²以上（増設 1,000 m²以上）</p> <p>○従業員 10人以上</p> <p>〔試験研究所〕</p> <p>○建物 1,000 m²以上</p> <p>○従業員 5人以上</p> <p>●新規雇用（市民） 10人以上</p>	<p>補助金</p> <p>○土地取得費×0.2以内</p> <p>○建物建設費等×0.1以内</p> <p>○機械設備×0.1以内</p> <p>○限度額 5億円</p> <p>●新規雇用者×50万円</p> <p>●限度額 1億円</p>
		<p>〔特定製造業〕</p> <p>機械、金属又は情報通信技術に関連する製造業</p> <p>○工場 1,000 m²以上</p> <p>○従業員 10人以上</p> <p>●新規雇用（市民） 5人以上</p>	<p>補助金</p> <p>○土地取得費×0.2以内</p> <p>○建物建設費等×0.05以内</p> <p>○機械設備×0.05以内</p> <p>○限度額 2億円</p> <p>●新規雇用者×20万円</p> <p>●限度額 4千万円</p>
金沢市本社機能強化促進企業立地助成金交付要綱	H30.12 R2.3 改正 R4.3 改正 R4.6 改正	<p>〔産業集積型〕</p> <p>○工場適地等において本社機能等を市外から移転又は市内で拡充を行う製造業等</p> <p>○投資額5,000万円以上</p> <p>○新規雇用5人以上</p> <p>〔中心市街地集積型〕</p> <p>○市内の都心拠点等において本社機能又はソフト</p>	<p>補助金</p> <p>○市外からの移転投資額×0.1以内</p> <p>○市内での拡充投資額×0.075以内</p> <p>○限度額 2億円</p>
			<p>補助金</p>

		<p>ウェア業等を市外から移転又は市内で拡充を行う企業</p> <p>○投資額 5,000 万円以上</p> <p>○新規雇用 5 人以上</p> <p>○ソフトウェア業等については、常用雇用 10 人以上かつ新規雇用 5 人以上</p>	<p>○市外からの移転 投資額×0.1 以内</p> <p>○市内での拡充 投資額×0.075 以内</p> <p>○限度額 2 億円</p>
		○上記対象工場等における新規雇用（市民）	<p>補助金</p> <p>○新規雇用者×20 万円</p> <p>○限度額 4,000 万円</p>
金沢市サテライト オフィス開設助成 金交付要綱	R3.3	○市内の都心拠点等において、本拠から離れたところに設置する事業所（自然科学研究所、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業、エンジニアリング業、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、情報処理サービス業、情報提供サービス業）	<p>補助金</p> <p>○市外からの移転 投資額×0.1 以内</p> <p>○市内での拡充 投資額×0.075 以内</p> <p>○限度額 2,000 万円 (雇用助成含む)</p>
		○上記対象事業所等における新規雇用（市民）	<p>補助金</p> <p>○新規雇用者×20 万円</p>

17202

石川県

七尾市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新增設 10,000（一部 5,000） 〈地域未来投資促進法〉	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 500 以上 （資本金 5,000 万円以下） 1,000 以上 （資本金 5,000 万円超 1 億円以下） 2,000 以上 （資本金 1 億円超） 〈過疎地域〉	—	課税免除	固定資産税	3年間
本社機能の移転・拡充 3,800（一部 1,900） 〈地域再生法〉	—	【移転型】 課税免除 【拡充型】 不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
七尾市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例	H17.9	○工場・研究所・物流施設・IT施設（コールセンター等）・食品加工施設・その他施設で投資額や雇用機会の拡大に資するもの ○投下固定資産総額 ・工場・物流施設・その他は 1 億円以上（増設は 5,000 万円以上） ・研究所・IT施設・食品加工施設の新設は 5,000 万円以上（増設は 3,000 万円以上）	<u>補助金</u> <投資額> ○新設 投下固定資産総額×0.2 ○増設 投下固定資産総額×0.1 ○本社移転 さらに 0.05 増 ○指定業種（木材加工、食品加工） さらに 0.1 増 ○地元企業発注奨励 さらに 0.05 増 ※投下固定資産総額の最大 0.4 助成 ※限度額 2 億円（市長特認 10 億円） <新規地元雇用> ○新規雇用者×50 万円 ※限度額 2,000 万円

		<p>○雇用人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設は5人以上 ・増設は3人以上 	<p>※最高限度額 (市長特認) 10億2,000万円</p> <hr/> <p>融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工場用地、建物、機械設備等の取得に要する経費(投下固定資産額) ○投下固定資産額の2/3以内 ○限度額 2億円 ○用地 1,000㎡以上 ○工場 工場などの建物床面積300㎡以上 ○用地取得後3年以内に操業開始
七尾市サテライトオフィス等立地促進補助金交付要綱	R2.7	<p>○企業等が本拠から離れたところに設置する事業所(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、映像情報制作・配給業、デザイン業、機械設計業、高等教育機関、専修学校)</p> <p>○補助対象経費(土地・家屋及び償却資産の取得費、市外からの移転費、電気施設設置に係る負担金、土地・家屋及び償却資産の賃借料、家屋の改修費、備品の取得費、通信回線使用料)</p> <p>○雇用人数 2人以上</p>	<p>補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助金額 投資額×補助率 ○補助率 新設(市外から)25% 増設(市内から)15% ○補助金限度額 1,500万円 ○雇用量×50万円
七尾市ITオフィス等進出支援事業補助金交付要綱	R3.2	<p>○企業等が新たに本社及び本社機能の一部を移転して設置する事業所(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、映像情報制作・配給業、デザイン業、機械設計業)</p> <p>○補助対象経費(土地・家屋及び償却資産の取得費、電気施設設置に係る負担金、家屋の改修費、備品の取得費、市外からの移転費、土地・家屋及び償却資産の賃借料、通信回</p>	<p>補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助金額 投資額×補助率 ○補助率 新設(市外から)25% ○補助金限度額 1,500万円 ○雇用量×50万円

		線使用料) ○雇⽤者及び役員 1人以上	
--	--	---------------------------	--

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
① 移転型（東京都 23 区内企業の本市への拠点移転）	-	①課税免除	固定資産税	3年間
② 拡充型（東京都 23 区外企業や市内企業の拠点拡充）		②不均一課税	固定資産税	3年間
※地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の石川県知事の認定を受けること。				

〈補助金，融資，奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
小松市工場立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例 （小松市企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例） （小松市企業立地促進及び都市機能向上に関する条例）	S60. 3 H19. 10 全部改正 H24. 7 一部改正 H28. 4 一部改正 H30. 4 一部改正	1. 「製造業」「運輸業・郵便業（物流施設に限る）」「卸売業・小売業（物流施設に限る）」 <u>企業立地助成金</u> ●対象地区 次に掲げる，ものづくり産業等に係る企業の立地を特に促進する地区（ものづくり産業等立地促進地区） (1) 本市，国，県又は市長が適当と認める公共的機関が分譲する工業用地 (2) 工場立地法の規定による工場適地 (3) 市長が特に認める地区 ●交付要件 新設又は増設を行う事業で，次に掲げる基準を満たしていること (1) 投下固定資産総額が5億円以上で，かつ，新規雇用者が10名以上 (2) 投下固定資産総額が1億円以上で，かつ，常時雇用者が5名以上。ただし，事業者が中小企業者の場合に限る	●助成金額及び助成率 ◆新設 ア) 交付要件(1)の場合 投下固定資産総額の10%以内 イ) 交付要件(2)の場合 投下固定資産総額の5%以内 ◆増設 ア) 交付要件(1)の場合 投下固定資産総額の5%以内 イ) 交付要件(2)の場合 投下固定資産総額の2.5%以内 ※既設物件を活用した新設及び増設の助成金額は，既設物件を活用した部分について上記の2分の1とする ●限度額 (1) 5億円 (2) 7億5千万円。ただし，投下固定資産総額50億円以上100億円未満かつ常時雇用者（純増）50人以上の場合 ●特別限度額

			<ul style="list-style-type: none"> ・10億円。ただし、投下固定資産総額100億円以上かつ常時雇用者(純増)100人以上で、市長が特に認める場合に限る
		<p>雇用促進助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交付要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業立地助成金に該当していること ・ 本市に住所を有する新規雇用者が5人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 助成金額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市に住所を有する新規雇用者数(市外からの転入した従業員を含む)に20万円を乗じた金額 ● 限度額 2,000万円 ※ただし、限度額2,000万円は企業立地助成金の限度額又は特別限度額の中に含む
		<p>廃水処理設備整備助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交付要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業立地助成金に該当していること ・ 小松市、国、県又は小松市土地開発公社が分譲する工業団地に事業所を設置する場合に限る 	<ul style="list-style-type: none"> ● 助成金額及び助成率 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃水処理設備の設置に要する経費の20%以内 ・ 廃水処理設備の設置に要する経費が投下固定資産総額に含まれる場合の助成率は、[20%-適用助成率(5%, 10%)以内]とする ● 限度額 3,000万円 ※ただし、限度額3,000万円は企業立地助成金の限度額又は特別限度額の中に含む
		<p>緑化促進助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交付要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業立地助成金に該当していること ・ 小松市、国、県又は小松市土地開発公社が分譲する工業団地に事業所を設置する場合に限る ・ 敷地面積の20%以上の緑化を行うこと(緩和地域の場合は、当該緩和面積率以上の緑化を行うこと) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 助成金額及び助成率 <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化整備に要する経費の20%以内 ・ 緑化整備に要する経費が投下固定資産総額に含まれる場合の助成率は、[20%-適用助成率(5%, 10%)以内]とする ● 限度額 300万円 ※ただし、限度額300万円は企業立地助成金の限度額又は特別限度額の中に含む
		<p>スマートエネルギー設備導入助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交付要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業立地助成金に該当していること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 助成金額及び助成率 <ul style="list-style-type: none"> ・ スマートエネルギー導入の設置に要する経費の20%以内 ・ スマートエネルギー導入の設置に要する経費が投下固定資産総額に含まれる場合の助成率は、[20%-適用助成率(5%, 10%)以内]とする ● 限度額 1億円

		<p>2. 「宿泊業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」</p> <p>企業立地助成金</p> <p>●対象地区</p> <p>次に掲げる、都市機能施設の立地を特に促進する地区（都市機能施設立地促進地区）</p> <p>(1)小松市駅東地区 地区計画における計画地区</p> <p>(2)小松市駅西地区 地区計画における計画地区</p> <p>(3)城南町西交差点から園町東交差点までの都市計画道路空港軽海線沿線のうち市街化区域の地区</p> <p>●交付要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設又は増設を行う事業で、次に掲げる基準を満たしていること ・投下固定資産総額が3億円以上で、かつ、新規雇用者が10名以上 	<p>●助成金額及び助成率</p> <p>◆新設 投下固定資産総額の10%以内</p> <p>◆増設 投下固定資産総額の5%以内</p> <p>※民有地における新設及び増設の場合は上記の2分の1</p> <p>●限度額</p> <p>(1)5億円</p> <p>(2)7億5千万円。ただし、投下固定資産総額50億円以上100億円未満かつ常時雇用者（純増）50人以上の場合</p> <p>●特別限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10億円。ただし、投下固定資産総額100億円以上かつ常時雇用者（純増）100人以上で、市長が特に認める場合に限る
		<p>雇用促進助成金</p> <p>●交付要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業立地助成金に該当していること ・本市に住所を有する新規雇用者が5人以上 	<p>●助成金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市に住所を有する新規雇用者数（市外からの転入した従業員を含む）に20万円を乗じた金額 <p>●限度額 2,000万円</p> <p>※ただし、限度額2,000万円は企業立地助成金の限度額又は特別限度額の中に含む</p>
		<p>スマートエネルギー設備導入助成金</p> <p>●交付要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業立地助成金に該当していること 	<p>●助成金額及び助成率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートエネルギー導入の設置に要する経費の20%以内 ・スマートエネルギー導入の設置に要する経費が投下固定資産総額に含まれる場合の助成率は、[20%-適用助成率（5%、10%）以内]とする <p>●限度額 1億円</p>
		<p>3. 全ての業種における本社機能</p> <p>企業立地助成金</p> <p>●対象地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市全域 <p>●交付要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設又は増設を行う事業で、次に掲げる基 	<p>●助成金額及び助成率</p> <p>◆新設 投下固定資産総額の10%以内</p> <p>◆増設 投下固定資産総額の5%以内</p> <p>※民有地における新設及び増設の場合</p>

	<p>準を満たしていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産総額が3億円以上で、かつ、新規雇用者が10名以上 	<p>は上記の2分の1</p> <ul style="list-style-type: none"> ●限度額 <ul style="list-style-type: none"> (1) 5億円 (2) 7億5千万円。ただし、投下固定資産総額50億円以上100億円未満かつ常時雇用者（純増）50人以上の場合 ●特別限度額 <ul style="list-style-type: none"> ・10億円。ただし、投下固定資産総額100億円以上かつ常時雇用者（純増）100人以上で、市長が特に認める場合に限る
	<p>雇用促進助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ●交付要件 <ul style="list-style-type: none"> ・企業立地助成金に該当していること ・本市に住所を有する新規雇用者が5人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ●助成金額 <ul style="list-style-type: none"> ・本市に住所を有する新規雇用者数（市外からの転入した従業員を含む）に20万円を乗じた金額 ●限度額 2,000万円 <p>※ただし、限度額2,000万円は企業立地助成金の限度額又は特別限度額の中を含む</p>
	<p>スマートエネルギー設備導入助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ●交付要件 <ul style="list-style-type: none"> ・企業立地助成金に該当していること 	<ul style="list-style-type: none"> ●助成金額及び助成率 <ul style="list-style-type: none"> ・スマートエネルギー導入の設置に要する経費の20%以内 ・スマートエネルギー導入の設置に要する経費が投下固定資産総額に含まれる場合の助成率は、[20%-適用助成率（5%、10%）以内]とする ●限度額 1億円
	<p>4. 「情報通信業」「学術研究、専門・技術サービス業」</p> <p>企業立地助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象地区 <ul style="list-style-type: none"> ・市全域 ●交付要件 <ul style="list-style-type: none"> ・新設又は増設を行う事業で、次に掲げる基準を満たしていること ・投下固定資産総額が1億円以上で、かつ、新規雇用者が10名以上 	<ul style="list-style-type: none"> ●助成金額及び助成率 <ul style="list-style-type: none"> ◆新設 <ul style="list-style-type: none"> 投下固定資産総額の10%以内 ◆増設 <ul style="list-style-type: none"> 投下固定資産総額の5%以内 ※民有地における新設及び増設の場合は上記の2分の1 ●限度額 <ul style="list-style-type: none"> (1) 5億円 (2) 7億5千万円。ただし、投下固定資産総額50億円以上100億円未満かつ常時雇用者（純増）50人以上の場合 ●特別限度額 <ul style="list-style-type: none"> ・10億円。ただし、投下固定資産総額100

		億円以上かつ常時雇用者(純増)100人以上で、市長が特に認める場合に限る
	<p>雇用促進助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交付要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業立地助成金に該当していること ・ 本市に住所を有する新規雇用者が5人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 助成金額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市に住所を有する新規雇用者数(市外からの転入した従業員を含む)に20万円を乗じた金額 ● 限度額 2,000万円 <p>※ただし、限度額2,000万円は企業立地助成金の限度額又は特別限度額の中に含む</p>
	<p>スマートエネルギー設備導入助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交付要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業立地助成金に該当していること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 助成金額及び助成率 <ul style="list-style-type: none"> ・ スマートエネルギー導入の設置に要する経費の20%以内 ・ スマートエネルギー導入の設置に要する経費が投下固定資産総額に含まれる場合の助成率は、[20%-適用助成率(5%, 10%)以内]とする ● 限度額 1億円
	<p>5. 「コールセンター」</p> <p>企業立地助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対象地区 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市全域 ● 交付要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新設又は増設を行う事業で、次に掲げる基準を満たしていること ・ 投下固定資産総額が1億円以上で、かつ、新規雇用者(本市に住所を有する者に限る。)が20名以上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 助成金額及び助成率 ◆ 新設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 投下固定資産総額の10%以内に相当する額に、賃借料(建物又は償却資産に係る賃借料に限る。)の50%以内の額を加えた額。ただし、賃借料への助成期間は3年までとする ◆ 増設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 投下固定資産総額の5%以内に相当する額に、賃借料(建物又は償却資産に係る賃借料に限る。)の25%以内の額を加えた額。ただし、賃借料への助成期間は3年までとする <p>※民有地における新設及び増設の場合は上記の2分の1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 限度額 <ol style="list-style-type: none"> (1) 5億円(賃借料への助成の場合、年間1千万円)。 (2) 7億5千万円(賃借料への助成の場合、年間1千万円)。ただし、投下固定資産総額50億円以上100億円未満かつ常時雇用者(純増)50人以上の場合

		<p>雇用促進助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交付要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業立地助成金に該当していること ・ 本市に住所を有する新規雇用者が5人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 助成金額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市に住所を有する新規雇用者数（市外からの転入した従業員を含む）に20万円を乗じた金額 ● 限度額 2,000万円 <p>※ただし、限度額2,000万円は企業立地助成金の限度額の中に含む</p>										
		<p>スマートエネルギー設備導入助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交付要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業立地助成金に該当していること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 助成金額及び助成率 <ul style="list-style-type: none"> ・ スマートエネルギー導入の設置に要する経費の20%以内 ・ スマートエネルギー導入の設置に要する経費が投下固定資産総額に含まれる場合の助成率は、[20%-適用助成率（5%、10%）以内]とする ● 限度額 1億円 										
小松市中小企業立地促進資金融資制度	H 1. 4 H23. 4. 1 最終改正	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内において工場等の新設又は増設を行う中小企業者 ○ 製造業, 先端技術産業・同関連ソフト産業, 試験研究開発施設, 情報処理・提供サービスを行う事業所（コールセンター等）及び物流施設（物流のアセンブリ業務を擁する施設をいう）の事業に供するもの ○ 次のいずれかに該当するもの（小松市外の中小企業者はイのみ対象） <ul style="list-style-type: none"> ア. 工場立地法に基づく工場適地 イ. 小松市が造成した工業用地 ウ. 都市計画法に基づく工業地域・工業専用地域及び準工業地域 エ. 特に市長が認めたもの ○ 新增設の立地に伴い、雇用効果が相当程度見込まれること ○ 市税完納者 	<p>融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 投資額×2/3 以内 ○ 2億円限度 ○ 融資期間（内据置期間） <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地建物10年以内（1年以内） ・ 機械設備7年以内（1年以内） ○ 担保・保証人 金融機関所定の扱い 										
小松市サテライトオフィス等立地支援補助金	R4. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 石川県外に本社・本店を有する企業で下表左欄に掲げる事業を営んでいること <table border="1" data-bbox="502 1780 970 2027"> <thead> <tr> <th>業 種</th> <th>事業所の機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフトウェア業</td> <td>経営意思決定機能</td> </tr> <tr> <td>情報処理・提供サービス業</td> <td>経営資源管理機能</td> </tr> <tr> <td>インターネット附</td> <td>研究開発機能</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国際事業機能</td> </tr> </tbody> </table>	業 種	事業所の機能	ソフトウェア業	経営意思決定機能	情報処理・提供サービス業	経営資源管理機能	インターネット附	研究開発機能		国際事業機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 補助対象経費 土地, 家屋及び償却資産の取得費、市外からの移転費、電気施設設置に係る負担金、土地, 家屋及び償却資産の賃借料（最大3年間分）、家屋の改修費、備品の取得費、通信回線使用料 ● 補助金額 下記を合算したものが補助金額
業 種	事業所の機能												
ソフトウェア業	経営意思決定機能												
情報処理・提供サービス業	経営資源管理機能												
インターネット附	研究開発機能												
	国際事業機能												

		<p>随サービス業 映像情報制作・配 給業 デザイン業 機械設計業</p>	<p>情報処理機能</p>	<p>(1) 投資額 新設 40%、増設 22.5%</p> <p>(2) 雇員人数 常時雇員数 (純増) × 50 万円</p> <p>● 限度額 1,500 万円</p> <p>○小松市内に設置する事業所で上表右欄に掲げる機能を有する施設、又はこれらに準じるものとして市長が認めたもの。</p> <p>○投資額が 500 万円以上、かつ常時雇員者 3 名以上 (純増) であること</p>
--	--	---	---------------	--

17204

石川県

輪島市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新增設 10,000（一部5,000） （地域未来投資促進法）	—	課税免除	固定資産税	3年間
【製造業・旅館業】 500万円（資本金5,000万円超1億円以下 1,000万円、資本金1億円超2,000万円） 【情報サービス業・農林水産物等販売業】 500万円 ※資本金5,000万円超の法人は、新設又は 増設に限る （過疎法）	—	課税免除	固定資産税	3年間
本社機能の移転・拡充 〈地域再生法〉	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
輪島市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例	H25.6	○工場、試験研究施設、物流施設、農林水産物等販売施設、植物工場、本社機能移転施設、旅館業の施設、観光施設、飲食サービス施設、情報通信業の施設、専門・技術サービス業の施設 投資額 2,000万円以上 新規雇用 2人以上	補助金 ○投資額×20% ※県外からの本社移転5%加算 ○雇用1人につき50万円加算 ○補助上限 雇用人数2～4人 2,000万円 5～9人 5,000万円 10～29人 1億円 30人以上 2億円
			便宜供与 ○用地のあつせん

17205

石川県

珠洲市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新增設 20,000（一部 5,000） （地域未来投資促進法）	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 500 以上 （資本金 5,000 万円以下） 1,000 以上 （資本金 5,000 万円超 1 億円以下） 2,000 以上 （資本金 1 億円超） 〈過疎地域〉	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 〈地域再生法〉	—	課税免除 不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
珠洲市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例	H12.3	○新設の場合 投資額 1,000 万円以上 従業員 3 人以上 ○増設の場合 投資額 1,000 万円以上 従業員 3 人以上 ○製造業及び情報サービス業等	補助金 ○新 設 A：投資額×0.20 B：3 人以上 10 人未満 1 億円 10 人以上 2 億円 AまたはBのいずれか低い額 ○増 設 A：投資額×0.15 B：3 人以上 10 人未満 1 億円 10 人以上 2 億円 AまたはBのいずれか低い額 ○雇 用 新規雇用従業員×50 万円 ○限度額 新設増設とも 2 億円 （大量常時雇用は 3 億円）
珠洲市サテライトオフィス等設置促進条例	R3.2	○対象事業者の要件 ・市外に本社を置く事業者であること	・補助額 最大 1, 5 0 0 万円 ・補助率 25%

<p>進補助金交付要綱</p>		<p>と</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内でテレワーク等を行うための事業所を設置すること ・2名以上の常用雇用従業員の増加 <p>○補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地・建物・機械設備の取得費、リース料 ・市外からの移転費 ・土地・建物の賃借料(3年間) ・建物の改修費 ・事務機器等の取得費 ・通信回線料(3年間) ・電気施設設置に係る負担金 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用 常時雇用従業員増加×50万円 <p>※珠洲市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例における「立地促進助成金」及び「雇用促進助成金」が交付されている場合は対象外。</p>
-----------------	--	--	---

17206

石川県

加賀市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
(過疎地域) (製造業、旅館業) 500万円(資本金の額等が5,000万円超1億円以下の法人が行うものは1,000万円、資本金の額等が1億円超の法人が行うものは2,000万円。) (情報サービス業、農林水産物等販売業) 500万円	—	課税免除	固定資産税等	3年間
(製造業、研究所) 新增設 10,000(一部5,000)超 50,000超 中古 10,000(一部5,000)超 50,000超 用地支援については、1,500㎡以上の用地取得後3年以内に操業開始	5	課税免除	固定資産税等	4年間※
	10	課税免除	〃	8年間※
	5	課税免除	〃	2年間※
	10	課税免除	〃	4年間※
(運輸業・倉庫業) 新增設 10,000超 中古 10,000超 30,000超 用地支援については、製造業と同じ	5	課税免除	固定資産税等	3年間
	5	課税免除	〃	2年間
	10	課税免除	〃	3年間
(リゾート法に基づく事業) 重点整備地区等において事業を行なう者	—	課税免除	固定資産税等	4年間
(旅館等の取得、解体) 閉館日以後3年経過したもの	—	不均一課税	固定資産税等	4年間(1/2)
(本社機能移転) 移転型(東京23区から) 拡充型(市外からの移転のみ)	2	課税免除	固定資産税等	3年間
		不均一課税		3年間(1/10)
(地域経済牽引事業) 地域経済牽引事業計画の承認を受けた者	—	課税免除	固定資産税等	3年間
(情報通信関連業) 新增設	2	課税免除	固定資産税等	3年間
	10	課税免除	固定資産税等	6年間

中 古	2 10		固定資産税等 固定資産税等	2 年間 3 年間
(ベンチャー企業) 創業者または従業員が加賀市内に居住すること				
新增設	—	課税免除	固定資産税等	3 年間
中 古	—	課税免除	固定資産税等	2 年間

※その他成長産業分の2年間の追加支援があります。詳細は[加賀市ホームページ](#)をご覧ください。

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
加賀市企業立地促進条例	H17.10	○コールセンター (新規雇用15人以上)	補助金 ○本市に住所を有する新規雇用者数(市外からの転入した従業員を含む)1人につき30万円(初年度のみ) ○通信回線使用料の1/2(最大3年度) ○限度額 総額2,500万円
	H18.6改正 H20.3改正 H21.3改正 H23.3改正 H23.3改正		補助金 ○本社機能に係る業務に従事する本市に住所を有する新規雇用者数(市外からの転入した従業員を含む)1人につき30万円(初年度のみ) ○限度額 総額3,000万円
	H23.3改正 H28.3改正 H30.3改正	○本社機能移転 (新規雇用2人以上)	補助金 ○本市に住所を有する新規雇用者数(市外からの転入した従業員を含む)1人につき30万円(初年度のみ) ○限度額 総額3,000万円
		○旅館等の取得、解体 建物の解体及び撤去に要する経費	補助金 ○補助率20%以内 ○限度額 1億円
		○情報通信関連業 事業の着手の日から操業又は営業開始後1年以内 (新規雇用2人以上)	補助金 ○本市に住所を有する新規雇用者数(市外からの転入した従業員を含む)1人につき30万円(初年度のみ) ○通信回線使用料の1/2(最大3年度) ○土地建物賃借料1/2 (最大5万円/月、最大3年度) ○限度額 総額2,500万円
	○ベンチャー企業 事業の着手の日から操業又は営業開始後1年以内 (創業者または従業者が加賀)	補助金 ○本市に住所を有する新規雇用者数(市外からの転入した従業員を含む)1人につき30万円(初年度のみ)	

		市内に居住すること)	<ul style="list-style-type: none"> ○通信回線使用料の 1/2 (最大 3 年度) ○土地建物賃借料 1/2 (最大 5 万円/月、最大 3 年度) ○事業所開設、広告宣伝、通信環境、設備等に 係る経費 1/2 (初年度のみ 最大 100 万円※) ○限度額 総額 2,500 万円
加賀市産業振興資 金融資制度実施要 綱	H17.10 H18.6 改正 H20.3 改正 H21.3 改正 H23.3 改正	○石川県の地域総合整備資金 の貸付を受ける事業で、当該 事業に係る投資額が 30 億円以 上かつ新規雇用が 100 人以上 であるものに係る設備資金	融資 <ul style="list-style-type: none"> ○5 億円限度 ○15 年以内(据置期間 3 年以内)
	H24.3 改正 H25.3 改正 H26.3 改正	○事業に係る投資額が 1 億円 以上かつ新規雇用が 5 人以上 であるものに係る設備資金	融資 <ul style="list-style-type: none"> ○設備資金の 5 分の 4 以内とし、5 億円を限 度とする。 ○10 年以内(据置期間 2 年以内)

※加賀市イノベーションセンター内インキュベーションルーム退去者は最大 50 万円

17207

石川県

羽咋市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新增設 10,000（一部 5,000） 〈地域未来投資促進法〉	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 500 以上 （資本金 5,000 万円以下） 1,000 以上 （資本金 5,000 万円超 10,000 万円以下） 2,000 以上 （資本金 10,000 万円超） 〈過疎地域〉	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 500 以上 （資本金 1,000 万円以下） 1,000 以上 （資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下） 2,000 以上 （資本金 5,000 万円超） 〈半島振興法〉	—	不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 2,700 超 〈原発立地〉	—	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
羽咋市商工業振興条例	H4.3 H24.1 改正 H28.3 改正	①製造業の工場 情報サービス業、先端技術業、流通関連業、 学術若しくは開発的研究又は試験を行う事 業 ○従業員 5人以上（増設3人以上） ○投下固定資産額 5,000万円以上	補助金① ・投下固定資産総額 新 設 ×0.20 以内 増 設 ×0.10 以内 ※本社機能移転は 0.05 増 （限度額 2 億円） ・新規地元雇用者×50 万円 ・移転従業員×25 万円

			(限度額 3,000 万円)
		②中小企業構造の高度化に寄与する企業	補助金② ・投下固定資産総額×0.025 以内 (限度額 5,000 万円)
羽咋市サテライトオフィス立地促進補助金交付要綱	R3.2	<p>○企業等が本拠から離れたところに設置する事業所（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、映像情報制作・配給業、デザイン業、機械設計業 他）</p> <p>○補助対象経費（土地・家屋及び償却資産の取得費、市外からの移転費、電気施設設置に係る負担金、土地・家屋及び償却資産の賃借料、家屋の改修費、備品の取得費、通信回線使用料 他）</p> <p>○雇用人数 2人以上</p>	<p>補助金</p> <p>○補助金額 投資額×補助率</p> <p>○補助率 新設（市外から）25% 増設（市内から）15%</p> <p>○補助金限度額 1,500 万円</p> <p>○雇用者×50 万円</p>

17209

石川県

かほく市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新增設 10,000（一部 5,000） 〈地域未来投資促進法〉	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 資本金 1,000 万円以下 500 以上 資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下 1,000 以上 資本金 5,000 万円超 2,000 以上 〈半島振興法〉	—	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
かほく市企業立地の促進及び商工業振興に関する条例	H16.3 H31.4改正 R2.4改正	1. 工場立地助成金 ○工場適地及び市長が認める地域 ○業 種 製造業、情報サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業、学術・開発研究機関、物流関連業、植物工場、宿泊業、自動車整備業 コールセンター業 ○投資額 新設 3,000 万円以上 増設 2,000 万円以上 ○新規雇用者数 新設 3 人以上雇用 増設 2 人以上雇用	補助金 ○投資総額 新設 20%以内 増設 10%以内 ○限度額 新設 3 億円 増設 2 億円
		2. 本社機能移転助成金 ○工場適地及び市長が認める地域 ○業 種 製造業、情報サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業、学術・開発研究機関、物流関連業、植物工場、宿泊業、自動車整備業	補助金 ○投資総額 新設 25%以内 増設 15%以内 移設 15%以内 ○限度額 新設 3 億円

		<p>コールセンター業</p> <p>○投資額 新設 3,000 万円以上 増設 2,000 万円以上 移設 2,000 万円以上</p> <p>○新規雇用者数 新設 3 人以上雇用 増設 2 人以上雇用 移設 2 人以上雇用</p>	<p>増設 2 億円 移設 1 億円</p>
		<p>3. 本社機能移転助成金（工場等併設型）</p> <p>○工場適地及び市長が認める地域</p> <p>○業種 製造業、情報サービス業、 道路貨物運送業、倉庫業、 梱包業、卸売業、学術・開発 研究機関、物流関連業、 植物工場、宿泊業、自動車整備業 コールセンター業</p> <p>○投資額 新設 3,000 万円以上 増設 2,000 万円以上 移設 2,000 万円以上</p> <p>○新規雇用者数 新設 3 人以上雇用 増設 2 人以上雇用 移設 2 人以上雇用</p>	<p>補助金</p> <p>○投資総額 新設 25%以内 増設 15%以内 移設 15%以内</p> <p>○限度額 新設 6 億円 増設 4 億円 移設 3 億円</p>
		<p>4. 雇用促進助成金</p> <p>○対象企業 上記 1、2 または 3 の助成を受けた企業</p>	<p>補助金</p> <p>○かほく市内在住の新規雇用者 1 人につき、50 万円（初年度に限る）</p>

17210

石川県

白山市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
地域経済牽引事業計画認定企業 10,000（一部 5,000） 〈地域未来投資促進法〉	—	不均一課税	固定資産税	3年間
地方活力向上地域特定業務施設整備計画認定企業 （本社機能施設） 〈地域再生法〉 3,800（中小企業 1,900）	—	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
白山市における工場立地の促進に関する条例	H17.2	<ul style="list-style-type: none"> ○業 種 製造業、先端技術産業・同関連ソフト産業、情報処理・提供サービス業、試験研究開発施設及び流通加工を伴う物流施設、その他市長が特に認める事業 ○工場適地又は市長特認地区（特定地区） ○用 地 2,500 m²以上 ○工 場 1,000 m²以上 ○雇 用 10人以上 ○用地取得後又は賃貸開始後3年以内に操業を開始するもの ○新規雇用事業者 上記要件を満たし、工場操業開始90日前から操業開始後1年間の間に市内在住者を新規に正規雇用5人以上 	助成金 <ul style="list-style-type: none"> ○用地費の5%以内（市長特認10%以内）と工場建設費（設備費含む）の5%以内（市長特認10%以内）の合算額で5億円を限度 ○特別限度額 10億円 ○新規雇用市内在住者×50万円 ○限度額 1億円
		<ul style="list-style-type: none"> ○業 種 製造業、先端技術産業・同関連ソフト産業、試験研究開発施設及び流通加工を伴う物流施設、その他市長が特に認める事業 ○工場適地又は市長が認める地区内 ○用 地 1,500 m²以上 	融資 <ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産総額×2/3以内 ○5億円限度 ○返済期間 10年 （うち据置2年以内）

		○工 場 500 m ² 以上	
白山市本社機能立地促進助成金交付要綱	H28.3	<p>○本社機能施設 経営意思決定、経営資源管理（総務・経理・人事）、情報処理、国際事業、研究開発のいずれかの機能を有する施設、その他市長が特に認めるもの</p> <p>○対象経費 土地の取得、家屋の建設、設備の設置に要する経費、市内在住者の新規雇用</p> <p>○投資額 1億円以上 (石川県本社機能立地促進補助金の対象は5千万円以上)</p> <p>○常時雇用 5人以上</p>	<p>助成金</p> <p>○投資額2億円以上かつ常時雇用増10人以上 新設 10%、増設 5%</p> <p>○投資額2億円未満かつ常時雇用増5人以上 新設 5%、増設 2.5%</p> <p>○新規雇用市内在住者×50万円</p> <p>○限度額 5億円</p> <p>※工場立地助成金制度と併用の場合は、合わせて5億円</p>

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
対象者の要件	従業員（人以上）			
地方活力向上地域特定業務施設整備計画を申請し、認定を受けた事業者 〈能美市本社機能立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例〉	—	課税減免	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
能美市企業立地促進に関する条例	H17.2 H27.7 改正 H30.4 改正	〔工場新設〕 ○工場適地又は市長が特に認める地区 ○製造業、先端技術産業、同関連ソフトウェア産業、物流関連産業 ※ただし、用地取得から3年以内に操業すること ○常時雇用者 5人以上	補助金 ○用地費及び工場建設費等×5%以内 限度額 5億円 ○新規雇用市内在住者×30万円 限度額 1,000万円
		〔工場増設〕 ○投資額 2億円以上 ○新規雇用者 大企業 5人以上 中小企業 現状の雇用を維持	補助金 ○用地費及び工場建設費等×2.5%以内 限度額 5億円 ○新規雇用市内在住者×30万円 限度額 1,000万円
能美市本社機能立地促進補助金交付要綱	H28.4	〔本社機能施設の移転・拡充〕 ○本社機能施設 経営意志決定、経営資源管理(総務、経理、人事)、各種業務総括(研究開発、国際事業、情報処理等)などの機能を有する施設 ○投資額 5,000万円以上 ○常時雇用者 5人以上 コールセンターの場合は従業員数 100人以上	補助金〔移転型〕 ○投資額×10%以内 限度額 5億円 ○新規雇用 市民新規雇用数×60万円 市内転入者雇用数×20万円
		〔本社機能施設の移転・拡充〕 ○本社機能施設	補助金〔拡充型〕 ○投資額×5%以内

		<p>経営意志決定、経営資源管理(総務、経理、人事)、各種業務総括(研究開発、国際事業、情報処理等)などの機能を有する施設</p> <p>○投資額 5,000 万円以上</p> <p>○常時雇用者 5 人以上</p> <p>コールセンターの場合は従業員数 100 人以上</p>	<p>限度額 2 億円</p> <p>○新規雇用</p> <p>市民新規雇用数×60 万円</p> <p>市内転入者雇用数×20 万円</p>
--	--	---	---

17212

石川県

野々市市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新增設 10,000（一部 5,000） ※石川県知事から地域経済牽引事業計画の認定を受けること。 〈地域未来投資促進法〉	—	課税免除	固定資産税	3年間
①移転型：東京 23 区から当市へ本社機能（全部・一部）を移転する場合 ②拡充型：地方にある企業が本社機能等を強化する場合 ※石川県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けること。 〈地域再生法〉	—	不均一課税	固定資産税 都市計画税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
野々市市企業立地の促進に関する条例	H28.12	〔企業立地促進助成金〕 ○投資額 5,000 万円以上 ○ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、自然科学研究所、デザイン業、機械設計業、旅館、ホテル（コンベンション機能を有するもの）	補助金 ○投資額×20%以内 限度額 2 億円
		〔雇用促進助成金〕 ○常時雇用者 ①新設 5 人以上 ②増設 2 人以上 ※企業立地促進助成金の適用を受けた者	補助金 ○市民新規雇用数×50 万円 限度額 2,500 万円
野々市市本社機能施設立地促進補助金交付要綱	H30.3	〔本社機能施設立地促進補助金〕 ○本社機能施設 総務・経理・人事その他の管理業務部門、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門 ○対象経費 土地取得費、建物建設費、設備取得費、移転費、土	①新設・補助金 ○投資額×10%以内 ○新規雇用 市民新規雇用数×50 万円 限度額 総額 2 億円

		<p>地・建物賃借料（3年分）の総額</p> <p>○必須要件</p> <p>①新設 新設する本社機能施設の事業開始時に、常時雇用者 5人以上</p> <p>②増設 投資額が2,000万円以上</p> <p>※事業規模拡大を伴うものに限る</p> <p>○選択要件</p> <p>①新設 投資額が5,000万円以上又は新設する本社機能施設 で勤務する常時雇用者のうち、当市に住所を有する 者が3人以上</p> <p>②増設 増設する本社機能施設で勤務する常時雇用者が事 業開始後1年以内に2人以上増加又は既存本社機 能施設の規模がある程度増加</p>	<p>②増設・補助金</p> <p>○投資額×7.5%以内</p> <p>○新規雇用 市民新規雇用数×50万円</p> <p>限度額 総額1億円</p>
--	--	---	--

17324

石川県

川北町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新增設 20,000（一部 5,000） （企業立地促進法）	—	課税免除	固定資産税	3年間
地方活力向上地域特定業務施設整備計画 認定企業（本社機能施設） 3,800（中小企業 1,900）〈地域再生法〉	—	課税免除（法 17 条の 2 第 1 項第 1 号事業） 不均一課税（法 17 条の 2 第 1 項 2 号事業）	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
川北町工場、事業場 設置奨励に関する 条例	S37.8 H2.4 改正	1. 新設された固定資産課税標準額が 5 億円 以上のもの 2. 常時使用する従業員の数が 30 人以上のも の 3. 増設された固定資産課税標準額が 3 億円 以上のもの 4. 上記以外で特に町長が認めるもの	奨励金 ○町民税及び固定資産税に相当す る金額の範囲内

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新增設 10,000（一部 5,000） 〈地域未来投資促進法〉	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 資本金 1,000 万円以下 500 以上 資本金 1,000 万円超 1,000 以上 5,000 以下 資本金 5,000 万円超 2,000 以上 〈半島振興〉	—	不均一課税	固定資産税	3年間
建物、建物附属設備、構築物の取得価額が 3,800 （中小企業は 1,900） 〈本社機能移転〉	—	課税免除 （移転型） 不均一課税 （拡充型）	固定資産税 固定資産税	3年間 3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
津幡町商工業の振興促進に関する条例	S62.6 H30.4 改正	○工場適地又は町長が認める地区内 ○対象業種 ・製造業 ・情報通信業 ・運輸業、郵便業（物流施設の新増設に限る。） ・卸売業、小売業（物流施設の新増設に限る。） ・学術研究、専門・技術サービス業 ・宿泊業、飲食サービス業のうち宿泊業（一定以上のコンベンション機能を有する施設であり、風営法第2条第5項に規定する事業の用に供する施設は除く。） ・サービス業（他に分類されないもの）のうちコールセンター業 ・農業、林業（自然環境に影響されず継続的に植物の生産を行うものに限る。）	助成金 ※運輸業、郵便業、卸売業、小売業の物流施設の場合は、助成金及び限度額はそれぞれ 1/2 ○土地 土地取得経費の 10%以内 （本社機能移転は 15%以内） 1 億円限度 ○建築 建築取得経費の 10%以内 （本社機能移転は 15%以内） 1 億円限度 ※町長特認 2 億円 ○設備 財産取得経費の 10%以内 （本社機能移転は 15%以内） 5 千万円限度

		<p>○土地の取得</p> <p>[新設]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本社機能を本町に移転 1,000 m²以上 ・その他 1,500 m²以上 <p>[増設] 500 m²以上</p> <p>[移設] 1,000 m²以上</p> <p>○建築</p> <p>[新設]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本社機能を本町に移転 床面積 300 m²以上 ・その他 床面積 500 m²以上 <p>[増設] 床面積 300 m²以上</p> <p>[移設] 床面積 300 m²以上</p> <p>○設備</p> <p>事業所等の設置に伴い取得した財産(耐用年数5年以上。操業後3か月以内に取得したもの)</p> <p>○雇用</p> <p>操業開始時の常時雇用従業員のうち、町民が次の人数以上であること</p> <p>[新設]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本社機能を本町に移転 5人以上 ・その他 10人以上 <p>[増設] 5人以上</p> <p>[移設] 移設後1年以内に新規に3人以上</p> <p>○操業開始時期</p> <p>事業所等を設置する目的で取得した土地の取得後6年以内に操業開始。ただし同一敷地内での増設の場合を除く。</p>	
津幡町新規雇用促進奨励金交付要綱	H25.10	<p>町内に事業所を新設・増設したことに伴い、町民を新規に正規雇用した事業者</p> <p>○対象業種</p> <p>製造業、先端技術関連産業、物流関連産業、試験研究開発施設、農林水産業、旅館業、情報サービス関連産業、その他町長が認めたもの</p> <p>○新設の場合</p> <p>操業開始から1年以内に正規雇用した従業員数が6人以上10人未満の場合はその2分の1以上、10人以上の場合は5人以上の町民を新規に雇用し、引き続き18か月以上雇用すること</p> <p>○増設の場合</p>	<p>奨励金</p> <p>新規雇用した町民1人につき20万円</p> <p>400万円限度</p>

		増設した部分の操業を開始してから1年以内に、3人以上の町民を新規雇用し、引き続き18か月以上雇用すること	
--	--	--	--

17365

石川県

内灘町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新增設 資本金 1,000 万円以下・・・・・・・・500 資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下・・1,000 資本金 5,000 万円超・・・・・・・・2,000 （半島振興）	—	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
内灘町企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例	H19. 3	○新設の工場、物流施設、観光施設及びその他施設 投資額 1 億円以上 新規地元常用雇用 5 人以上 ○新設の研究所及び情報産業施設 投資額 5,000 万円以上 新規地元常用雇用 5 人以上	○投資総額×0.05 ○新規地元常用雇用者×50 万円 ○限度額 1 億円
内灘町白帆台地区商業施設誘致促進条例	H24. 3	○商品小売業、食料品小売業 町外から白帆台地区への出店 三年以上の営業継続	○店舗面積（㎡）×5,000 円 （※千円未満切捨て） ○限度額 1,000 万円

17384

石川県

志賀町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新增設 20,000（一部 5,000） （企業立地促進法）	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 500 以上 （資本金 1,000 万円以下） 1,000 以上 5,000 以下 （資本金 1,000 万円超） 2,000 以上 （資本金 5,000 万円超） （半島振興）	—	不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 500 以上 （資本金 5,000 万円以下） 1,000 以上 （資本金 5,000 万円超～1 億円以下） 2,000 以上 （資本金 1 億円超） （過疎地域）	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 2,700 （原発立地）	15 （道路貨物運送業、倉庫業、 こん包業、卸売業）	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
志賀町工場設置奨励に関する条例	S45.11 H18.1 改正	○能登中核工業団地、堀松工場 団地以外の町内で製造事業を 行う工場等	奨励金 ○固定資産税額以内 ○期 間 3年
志賀町工業団地工場誘致条例	S59.9 H18.4 改正	○能登中核工業団地及び堀松工 場団地における投資	奨励金 ○固定資産税額以内 ○期 間 建物及び償却資産 5年 土地 3年

志賀町企業立地の 促進及び雇用の拡 大に関する条例	H12.3	<input type="checkbox"/> 能登中核工業団地、堀松工場 団地に立地する工場等 <input type="checkbox"/> 投資額 1億円以上 <input type="checkbox"/> 従業員 5人以上	補助金 <input type="checkbox"/> 土地取得費×0.20 (5,000万円限度) <input type="checkbox"/> 建物・設備 新設…×0.20 (1億円限度) 増設…×0.10 (5,000万円限度)
---------------------------------	-------	---	--

詳しくはこちら ([能登中核工業団地](#))

17386

石川県

宝達志水町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新增設 （地域未来型投資促進法）	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 500 以上 （資本金 1,000 万円以下） 1,000 以上 5,000 以下 （資本金 1,000 万円超） 2,000 以上 （資本金 5,000 万円超） （半島振興）	—	不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 500 以上 （資本金 5,000 万円以下） 1,000 以上 （資本金 5,000 万円超 10,000 万円以下） 2,000 以上 （資本金 10,000 万円超） 〈過疎地域〉	—	課税免除	固定資産税	3年間
本社機能の移転・拡充 3,800（一部 1,900） （地域再生法）	—	【移転】 課税免除 【拡充】 不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
宝達志水町企業立地の促進及び商工業振興に関する条例	H23.12.26	○対象業種 製造業、研究所、情報サービス業、デザイン・機械設計業、その他 ○新 設 新たに取得した固定資産総額・地元雇用 3,000 万円以上かつ 3 人以上 ○増 設 新たに取得した固定資産総額・地元雇用 2,000 万円以上かつ 1 人以上	助成金 ○新設 ・投下固定資産総額×0.15 ・本店機能移転の場合は助成率に 0.1 上乗せ ・雇用者加算 人数×50 万円 ・2 億円限度 ○増設 ・投下固定資産総額×0.075

			<ul style="list-style-type: none">・本店機能移転の場合は助成率に0.1 上乘せ・雇用者加算 人数×50 万円・1 億円限度
--	--	--	--

17407

石川県

中能登町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新增設 10,000（一部 5,000） 〈地域未来投資促進法〉	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 資本金 1,000 万円以下 500 以上 資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下 1000 以上 資本金 5,000 万円超 2,000 以上 〈半島振興〉	—	不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 2,700 〈原発立地〉	15 （道路貨物運送業、こん包業、卸売業）	不均一課税	固定資産税	3年間
本社機能の移転・拡充 3,800（一部 1,900） 〈地域再生法〉	—	（移転）課税免除 （拡充）不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 【製造業又は旅館業】 資本金 5,000 万円以下 500 以上 資本金 5,000 万円超 1 億円以下 1,000 以上 資本金 1 億円超 2,000 以上 【情報サービス業又は農林水産物等販売業】 500 以上 〈過疎地域〉	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
中能登町企業誘致条例	H17.3 H17.12 改正 H27.3 改正	○製造業及び 町長が特に認める事業 ○新設の場合 投資額 5,000 万円以上 新規雇用従業員 3 人以上 ○増設の場合 投資額 4,000 万円以上	補助金 ○新設 投資額×0.1 ○増設 投資額×0.05 （町長特認）加算 ×0.1 ※限度額 1 億 5,000 万円 ○新規地元雇用従業員数×50 万円、※限度額 3,000 万円

		新規雇用従業員 3人以上	○地元企業発注奨励×0.05 ※限度額 2,000 万円 ○1～3か年以内に分けて交付
--	--	--------------	---

17461

石川県

穴水町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新增設 20,000（一部 5,000） （企業立地促進法）	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 500 以上 （資本金 1,000 万円以下） 1,000 以上 5,000 以下 （資本金 1,000 万円超） 2,000 以上 （資本金 5,000 万円超） （半島振興法）	—	不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 2,700 （過疎地域）	—	軽減割合 1～3 年目 10/10 4～5 年目 1/2	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
穴水町企業誘致条例	S61.12	○投下固定資産総額 新設 1 億円以上 増設 5,000 万円以上 ○常時使用する従業員数 新設・増設ともに 5 人以上	補助金 ○投下固定資産総額×0.2+常時使用する こととなる従業員数(純増) ×50 万円 ○1 億円限度

17463

石川県

能登町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新增設 20,000（一部 5,000） （企業立地促進法）	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 2,700 （過疎地域）	—	課税免除	固定資産税	3年間
新設 本社機能の移転、拡充 3,800（中小企業 1,900） （地域再生法）	5人以上 （中小企業 2人以上）	移転： 課税免除 拡充： 不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
能登町企業立地の 促進及び雇用の拡 大に関する条例	H21.4	(1) 新設する企業 ○町外企業 投下固定資産額 1,000 万円以上 常時従業員 3 人以上 ○町内企業 投下固定資産額 1,000 万円以上 常時従業員 3 人以上 (2) 増設する企業 ○町内企業 投下固定資産額 1,000 万円以上 新規雇用常時従業員 3 人以上	○補助金 (1) の場合 A：投資額×0.20 B：3人以上 10人未満 5,000万円 10人以上 30人未満 1億円 30人以上 2億円 AまたはBのいずれか低い額 (2) の場合 A：投資額×0.15 B：3人以上 10人未満 5,000万円 10人以上 30人未満 1億円 30人以上 2億円 AまたはBのいずれか低い額 ○雇用加算 新規雇用従業員×50万円 ※限度額は(1)新設、(2)増設とも2億 円（雇用加算含む）